

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子ども**の利用料が無償化されます。
 - ◆ 幼稚園については、月額上限28,000円(注:国立大学附属幼稚園8,700円)まで無償化されます。
 - ◆ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園、認定こども園(教育利用)については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。
 - ◆ 食材料費、行事費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども(※)については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
(※)第3子以降の子どもの算定基準は、これまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとなります。
 - ◆ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定などの手続きが必要な場合があります。
- **0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- ◆ さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に**無償化の対象**とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受け
る必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額12,300円
までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受け
る必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳から5歳までの子どもは月額40,300円まで、0歳から2歳
までの住民税非課税世帯の子どもは月額45,700円までの利用料が
無償化されます。**

(注) 無償化の対象は保育料です。食材料費、行事費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。**

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳
までの利用料が無償化されます。**

問合せ先：秋田市子ども未来部子ども育成課

TEL:018—888—5692